



広島県報

定期
第23号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県動物愛護管理条例施行規則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	二
広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	二
(以上県法規記載)	

告示

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	二
(財政室)	

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置許可申請の概要	二
(環境対策室)	
公の施設の指定管理者の指定 (五件)	四
(自然環境保全室)	
家畜伝染病の発生	四
(畜産振興室)	
道路の区域変更 (四件)	五
(道路保全室)	
道路の供用開始 (三件)	六
("	
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (五件)	七
(都市整備室)	
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	七
(下水道室)	

公告

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	九
(地域産業振興室)	
争議行為の予告	九
(労政管理室)	
土地収用法の規定による土地立入りの許可	九
(用地管理室)	
市町村都市計画の変更に係る圖書の写し (二件)	〇
(都市企画室)	
換地処分 (土地改良区)	〇
(東広島地域事務所)	
土地改良事業の施行の同意 (市町村)	〇
(尾三地域事務所)	
土地改良事業の施行の認可 (土地改良区)	〇
(福山地域事務所)	

土地改良事業の施行の同意 (市町村)	二
土地改良区の定款変更の認可	二
換地処分 (市町村)	二
土地改良区の役員の就任及び退任	二
土地改良事業の施行の同意 (市町村)	二
(備北地域事務所)	
人事委員会告示	二
口頭による開示請求を行うことができる個人情報	二
(県法規記載)	

公安委員会告示	二
遊技機の型式の検定の告示	二
正誤	二

平成十八年三月六日付け広島県報 (定期) 第十七号中広島県人事委員会告示の番号の訂正	二
--	---

公布された規則のあらまし

広島県動物愛護管理条例施行規則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (規則第十二号) (食品衛生室)

一 改正の要旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部が改正され、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の規定の例による特定動物の飼養又は保管の許可を行うことができるようになったことに伴い、当該許可を受けた場合には広島県動物愛護管理条例に基づく特定動物の飼養許可を免除することとするなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年三月二十七日

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (規則第十三号) (建築指導室)

一 改正の要旨

東広島市が平成十八年四月一日から建築基準法第四条第二項の規定に基づき建築主事を置き特定行政庁になることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年四月一日

規則

広島県動物愛護管理条例施行規則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十二号

広島県動物愛護管理条例施行規則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(広島県動物愛護管理条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県動物愛護管理条例施行規則(昭和五十五年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

- 三 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号) 附則第二条第二項の規定に基づき行うことができる動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号) による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号) 第二十六条及び第二十七条の規定の例による特定動物の飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養する場合

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第百五号」の下に「。次号において「法」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

- 二の二 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号) 附則第二条第二項の規定に基づき動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号) による改正後の法第二十六条及び第二十七条の規定の例により行う特定動物の飼養又は保管の許可

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県規則第十三号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項及び第十二条ただし書中「及び福山市」を「福山市及び東広島市」に改める。

第十二条の二中「福山市及び呉市」を「呉市、福山市及び東広島市」に改める。

第十二条の三の表一の項中「江田島町、音戸町、倉橋町及び蒲刈町」を「及び江田島町」に改め、「豊田郡、御調郡」を「豊田郡のうち本郷町、瀬戸田町、大崎町、東野町及び木江町並びに御調郡」に改め、「沼隈郡並びに深安郡」を削り、同表一の項中「東広島市、安芸郡」を「安芸郡」に、「賀茂郡」を「賀茂郡のうち大和町」に改め、同表四の項中「佐伯郡のうち湯来町及び」を削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告示

広島県告示第三百二十六号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及びこれに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一 全国自治宝くじ事務協議会に堺市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成十八年四月一日から施行する。

第三条第二号中「静岡市」の次に「堺市」を加える。

広島県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定による特

東京都台東区東上野五丁目二四番八号

二 指定した年月日

平成十八年三月十七日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百三十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立中央森林公園(公園センター等地区)の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

財団法人 中央森林公園協会 理事長 中川 清久

2 主たる事務所の所在地

広島県三原市本郷町上北方字用倉山一三一五番地

二 指定した年月日

平成十八年三月十七日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百三十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、広島県立中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区)の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体 大西 利武

構成員

広島エアポートビレッジ開発 株式会社 代表取締役社長 大西 利武

株式会社 広島エアポートホテル 代表取締役社長 川越 一

2 主たる事務所の所在地

広島県三原市本郷町善入寺六四番地の三一(広島エアポートビレッジ開発・広島エアポートホテル共同企業体)

構成員

広島県三原市本郷町善入寺六四番地の三一(広島エアポートビレッジ開発株式会社)

広島県三原市本郷町善入寺六四番地の二五(株式会社 広島エアポートホテル)

二 指定した年月日

平成十八年三月十七日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百三十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)第三条の規定によって、牛小屋高原公園施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を受けた者

1 名称及び代表者の氏名

三段峡観光 株式会社 代表取締役 川本 英介

2 主たる事務所の所在地

広島県山県郡安芸太田町大字戸河内七九二番地の一

二 指定した年月日

平成十八年三月十七日

三 管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

広島県告示第三百三十三号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

番号	発生
病名	病
畜種	牛
種類	ホルスタイン
年齢	九歳
発生頭数	一頭
決定年月	平成一八年三月五日
転帰	隔離中
発生地	広島県三次市三和町羽出庭二七四一の一
その他参考となるべき事項	

広島県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 三原竹原線
道路の区域

区	間		
竹原市本町二丁目二八二番一地先から 竹原市本町二丁目二八一番一地先まで			
別新 旧	敷地の幅員	延長	備考
新	二二・四〇メートル	二六・四〇	幅員減少 不用物件延長 二七・五〇メートル 線と重複
旧	二二・三〇メートル	二六・四〇	

道路の種類 県道
路線名 南方竹原線
道路の区域

区	間		
竹原市本町二丁目二八二番一地先から 竹原市本町二丁目二八一番一地先まで			
別新 旧	敷地の幅員	延長	備考
新	二二・四〇メートル	二六・四〇	幅員減少 不用物件延長 二七・五〇メートル
旧	二二・三〇メートル	二六・四〇	

広島県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 千代田八千代線
道路の区域

区	間		
山県郡北広島町壬生字下河原一九九番一地先から 山県郡北広島町壬生字下久保九九六番一地先まで			
別新 旧	敷地の幅員	延長	備考
新	一七・五〇メートル	一四三・五〇	拡幅
旧	一七・〇〇メートル	一四三・五〇	

広島県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 浜田八重可部線
道路の区域

区	間		
山県郡北広島町壬生松ノ木五五五番一地先から 山県郡北広島町壬生松ノ木五五五番一地先まで			
別新 旧	敷地の幅員	延長	備考
旧	一六・五〇メートル	一〇・五〇	
新	一六・〇〇メートル	一〇・五〇	

県道三原竹原線と重複

新	二七・五〇〇	一〇・五〇	拡幅
---	--------	-------	----

広島県告示第三百三十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
 路線名 福山尾道線
 道路の区域

区 間	別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
福山市神村町字峠ノ下四八二〇番二地先から 福山市神村町字峠ノ下四八七五番二地先まで	二〇・八〇〇	二六・五〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	幅員減少 不用物件延長 六九・〇〇メ ートル
	一五・七〇〇	〇〇			

広島県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

県道南方竹原線	竹原市本町二丁目四六六番二地先から 竹原市本町二丁目四五四番五地先まで	平成十八年三月二十九日
---------	--	-------------

広島県告示第三百三十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道千代田八千代線	山県郡北広島町壬生字下河原一八四三番三地先から 山県郡北広島町壬生字竹之鼻一五六六番二地先まで	平成十八年三月二十八日

広島県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十八年四月十日までの間、縦覧に供する。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町壬生松ノ木五四番一地先から 山県郡北広島町壬生松ノ木五五番一地先まで	平成十八年三月二十八日

広島県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三条第一項の規定によって、平成十六年広島県告示第四百九十六号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道三原竹原線	竹原市小梨町字坂之谷一七四一番一地先から 竹原市本町二丁目二四番五地先まで	平成十八年三月二十九日
	竹原市本町二丁目一〇番三地先から 竹原市本町二丁目四三三番一地先まで	平成十八年三月二十九日

三次市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 三次圏都市計画公園事業
 六・五・一〇一号 みよし運動公園
 三 事業施行期間
 平成元年三月九日から平成二十一年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

広島県告示三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第三百十七号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
 三原市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 備後圏都市計画道路事業三・五・五一四号 東町古城線
 三 事業施行期間
 平成十三年十月十一日から平成十九年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

広島県告示三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十三年広島県告示第二百三十号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
 三原市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 備後圏都市計画道路事業三・五・五二〇号糸崎港線、三・四・五〇三号糸崎新倉線及び三・五・五二八号古城通糸崎線
 三 事業施行期間
 平成六年三月十四日から平成二十一年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

広島県告示三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第四百四十四号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
 三原市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 備後圏都市計画道路事業三・四・五百七号円一皆実線及び三・五・五百十五号宮沖和田線
 三 事業施行期間
 平成八年十二月二日から平成二十三年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

広島県告示三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第二百十八号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路路事業三・四・九百四十八号阿賀虹村線、三・五・九百二十四号

阿賀中央線、三・五・九百三十六号阿賀中央町田線及び七・四・九百二号虹村3号線

三 事業施行期間

平成九年六月五日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成九年広島県告示第六百五十三号の事業地のうち、広島県呉市阿賀中央五丁目、広多賀谷一丁目、広多賀谷二丁目及び阿賀南一丁目地先から広多賀谷一丁目地先に至る河川敷地内において事業地を変更する。

使用の部分
なし

広島県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第三百五十二号広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月二十七日

一 施行者の名称

広島市

広島県知事 藤 田 雄 山

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十四年広島県告示第三百五十二号の事業地に、広島市南区宇品海岸三丁目を追加する。

使用の部分

変更なし。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスポ三原

所在地 三原市城町二丁目六〇二 三五九外

二 提出された意見の概要

夜間の騒音の最大値について、指針の数値を超えている地点があるため、周辺住民への騒音による影響を配慮し、周辺住民から苦情が生じる等、問題が発生した場合は、あらたに必要な対策を実行してください。

また、広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定施設設置届の提出が必要な特定施設を設置する場合は市に届出を行ってください。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室（広島市中区基町一番五二号）

三原市経済部商工振興課（三原市港町三丁目五番一号）

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月二十七日から平成十八年四月二十七日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって平成十八年三月十五日付けで広島県厚生連労働組合執行委員長大江美継から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

二千五年度年度末一時金その他の要求

二 争議行為の日時

平成十八年三月二十八日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院及び府中総合病院において、広島県厚生連労働組合尾道支部及び府中支部の組合員が従事する全職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条の規定によって、次のとおり土地立入りの許可をした。
平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

一〇kV特別高压架空送電線 吉田広島線鉄塔建替工事

三 立入の目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

広島市安佐北区白木町大字秋山字三之渡山、字敷山及び字垣上山並びに大字三田字川西、字下川西、字畑、字後畑、字岡、字落合、字海戸及び字栗原並びに大字志路字別所、字小畦、字汗平迫、字汗平及び字長谷並びに大字市川字寺林、字無上谷、字雨岩、字古賀谷及び字正木地内

五 立ち入ることができる期間

公告の日から六か月

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、三原市から、備後圏都市計画下水道三原公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、三原市から、本郷都市計画下水道本郷公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。
平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定によって、届出があった。
平成十八年三月二十七日

広島県東広島地域事務所長 大 坂 桂 介

事業主体 地区名 事業名 換地処分年月日

東広島市土地改良区 市ノ畑地区 区画整理事業 平成一八・三・一六

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十五日同意した。なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月二十七日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

事業主体 地区名 事業名

三原市 七宝 農業用排水施設管理事業

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月二十七日

事業主体 地区名 事業名
広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

福山市土地改良区 同道 ため池等整備事業

福山市土地改良区 奥池下 農業用排水施設整備事業

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十七日同意した。
なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月二十七日

Table with 4 columns: 事業主体, 地区名, 事業名, 旗手. Lists various agricultural water facility improvement projects in Hiroshima Prefecture.

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によつて、深安郡神辺町土地改良区の定款変更を平成十八年三月十三日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月二十七日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

平成十八年三月二十七日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

Table with 4 columns: 事業主体, 地区名, 事業名, 換地処分年月日. Lists exchange disposal projects in Hiroshima Prefecture.

深安郡神辺町土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があつた。

平成十八年三月二十七日

広島県福山地域事務所長 旗手清文

(退任役員)

職名 氏名 住所
理事 佐藤 秀 毅 福山市神辺町大字川南七三八・一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月十七日同意した。
なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年三月二十七日

広島県備北地域事務所長 堂本雅彦

Table with 4 columns: 事業主体, 地区名, 事業名, 旗手. Lists agricultural water facility improvement projects in Hiroshima Prefecture.

人事委員会告示

広島県人事委員会告示第二号

平成十七年広島県人事委員会告示第一号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日以後に合格を発表する試験から適用する。
平成十八年三月二十七日

広島県人事委員会委員長 丸山明

表中

Table with 3 columns: 身体に障害のある人を対象とした試験, 不合格者の総合得点及び総合得点順位, 合格発表日から一か月間. Details the exam process for candidates with disabilities.

身体に障害のある人を対象とした試験	不合格者の総合得点及び総合得点順位	合格発表日から一か月間	同
警備隊採用試験	第一次試験、第二次試験又は第三次試験の不合格者の総合得点及び総合得点順位	第一次試験の不合格者は、第一次試験の合格発表日から、第二次試験の合格発表日までは、第二次試験の合格発表日から一か月間	同

「警備隊採用試験(警備隊採用試験)を」

「警備隊採用試験」

を「改め」

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第22号
 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
 平成18年3月27日

広島県公安委員会
 委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
5P1264	告示の日(平成18年3月27日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R新がきデカS HW	株式会社サンセイアールアンドエー 代表取締役 梅村 義孝 (名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
5P1268	同 上	同 上	C R新がきデカD AW	同 上	左 同
5P1283	同 上	同 上	C R新がきデカM AW	同 上	左 同

5P1295	同 上	同 上	C RピピンククジFZ 2000FZ 6	株式会社 勇夫 代表取締役 井市 桃山町一丁目127番地)	左 同
440316	施行の日(平成16年7月1日)から3年間	回胴式遊技機	ブレンシツペンD	株式会社 大野 海俊 代表取締役 本原 上野一丁目1番14号)	左 同
340374	同 上	同 上	チパリュ	株式会社 国本 幸司 代表取締役 市旭 丘北町一丁目4番5号)	左 同
340354	同 上	同 上	チパリュ-30	同 上	左 同
340771	同 上	同 上	ジコリアンR-30	同 上	左 同

正 誤

平成十八年三月六日付け広島県報(定期)第十七号に掲載の広島県人事委員会告示の番号を次のように訂正する。

ページ	段 級	行 数	誤	正
八	上	後ろから七	広島県人事委員会告示第十七号	広島県人事委員会告示第一号

人事委員会事務局総務審査室